子の出張帯同費用の支給に関する取扱いについて

令和5年8月31日 総 長 裁 定

(趣旨)

第1 この取扱いは、本学の研究者(教員及び本学において研究に従事する者をいう。)に 対する研究と育児の両立支援として、研究者が、子(原則として、小学校6年生までの児 童をいう。)を出張に帯同する必要があるときの子の出張帯同費用の支給に関し、必要な 事項を定める。

(支給要件)

- 第2 子の出張帯同費用は、その支給を希望する研究者が、次の(1)から(3)に掲げる要件の全てを満たし、かつ、研究者が所属する部局の長が承認した場合に限り、当該研究者に対して支給することができる。
 - (1) 第3に定める財源を用いることが可能であること。
 - (2) 研究遂行上、必要な学会参加等であり、東京大学旅費規程に定める出張であること。
 - (3) 養育する子を出張に帯同させなければ、(2)の学会参加等が困難になり、研究遂行に 支障を生じるおそれがあること。

(支給に用いる財源)

- 第3 支給のための財源は、原則として研究者の判断により執行可能な外部資金を用いる ものとする。ただし、研究者が所属する部局の運営費又は間接経費を予算責任者等の承認 を得て用いることは妨げない。
- 2 前項で用いることができる外部資金は、子の出張帯同に要した費用の支出が使途として認められているものに限る。

(支給内容)

第4 子の出張帯同費用として支給できるのは、出張に帯同した子に要した交通費のうち、 原則として鉄道賃、航空賃及び船賃とする。

(子の出張帯同費用の申請)

- 第5 子の出張帯同費用の支給を希望する研究者は、事前に、必要な資料を添えて所属する 部局の長に申請し、承認を得なければならない。
- 2 前項で承認を得た研究者は、出張完了後速やかに、必要な資料を添えて所属する部局の長に子を帯同したことの報告を行う。

(源泉徴収)

第6 支給される子の出張帯同費用は、所得税法(昭和40年3月31日号外法律第33号) 第28条第1項に定める給与所得として取扱い、源泉徴収を行う。

(その他)

第7 この取扱いに定めるもののほか、子の出張帯同費用の支給の運用に関し必要な事項は、ダイバーシティを担当する理事が別に定める。

附則

この裁定は、令和5年8月31日から実施し、令和5年7月25日から適用する。